

藤沢市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について  
藤沢市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を次のように改正する。

令和6年12月2日提出

議会議員	山	口	政	哉
同	安	藤	好	幸
同	佐	賀	和	樹
同	町	田	輝	佳
同	松	尾	宏	之
同	大	矢		徹
同	原	田		建
同	友	田	宗	也
同	森	井	健	太郎
同	西	川	誠	志
同	佐	野		洋

藤沢市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

藤沢市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年藤沢市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第10項中「第8項」を「第9項」に改める。

第12条第5項の表第38条第1項第1号の項中「第9項」を「第10項」に改める。

第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

- 1 この条例中第2条の改正規定及び第12条の改正規定は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第

46号) 附則第1条第2号に規定する日から、第53条から第55条までの改正規定は令和7年6月1日から施行する。

2 令和7年6月1日前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

#### 提案理由

この条例を提出したのは、刑法の一部が改正されたことにより、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されることに伴い、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、規定の整備をする必要による。